

第 1 号報告

令和 3 年度大分県一般会計補正予算（第 12 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和 3 年度 大分県一般会計補正予算 (第 12 号)

令和 3 年度大分県一般会計の補正予算 (第 12 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,565,000千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 785,759,517千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 月 25 日 専決

第 1 表

歳入歳出予算補正
歳入

款	項	既定額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 国庫支出金		172,276,056	5,565,000	177,841,056
	2 国庫補助金	142,017,871	5,565,000	147,582,871
歳入合計		780,194,517	5,565,000	785,759,517

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 商 工 費		120,763,213	5,565,000	126,328,213
	1 中 小 企 業 費	106,776,785	5,565,000	112,341,785
歳 出 合 計		780,194,517	5,565,000	785,759,517